

告 示

埼玉県告示第七百七十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子育て支援あげお

三 代表者の氏名

大場 玲子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市中分一丁目十三番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、子育て中の親及び子育てに関わる家族に対し支援活動を行う。また、地域ぐるみ子育てに向けて協働する地域社会づくり、及び、子育てに携わる全ての人々の資質の向上を目指したより豊かな社会教育の推進に寄与することを目的とする。